嘉手納町

地域福祉推進計画
（地域福祉計画及び地域福祉活動計画）

平成 27 年 3 月

沖 縄 県 嘉 手 納 町

嘉手納町社会福祉協議会

目　　次

第１章　計画策定の前提

１ 計画策定の背景と目的 1
(1)計画策定の背景 1
(2)計画策定の目的 1
２ 計画の性格 3
(1)計画の位置づけ 3
(2)地域福祉計画に盛り込むべき事項　【社会福祉法第 107 条（抜粋)】 4
(3)地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な策定 6
(4)計画の期間 6
３ 計画策定の組織体制と住民参画等の取り組み 7
(1)計画の庁内策定体制 7
(2)計画策定における住民参加の取り組み 7

第２章　計画の基本的な考え方

１ 計画の基本視点 9
２ 計画の基本理念 11
(1)基本理念の考え方 11
(2)基本理念及び基本目標の考え方 13
３ 基本目標 14
４ 施策の体系 15

第３章　地域福祉の推進体制

１ 福祉圏域の設定 17
(1)福祉圏域の考え方 17
(2)圏域の設定 18
２ 推進主体の役割 19
３ 推進基盤の整備 21
４ 計画の管理・評価体制 22
(1)町民参画を前提とした評価体制の構築 22
(2)「嘉手納町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会」の活用 22

第４章　推進施策の基本方針

基本目標１　一人ひとりが福祉の担い手となる仕組みをつくる 23
１福祉意識の啓発ときっかけをつくる..... 23
推進施策 1-(1)やさしさ・思いやりの意識を高める 23
推進施策 1-(2)地域に参加しやすいきっかけをつくる 25
推進施策 1-(3)　交流の場、居場所をつくる 27
２ 担い手となる人材の育成・確保..... 29
推進施策 2-(1)　地域福祉を担う人材の育成と確保 29
推進施策 2-(2)　コミュニティソーシャルワーカーの育成と配置 31

基本目標２　地域に根差した見守り、支え合いの仕組みをつくる 33
１ 地域で支え合う仕組みづくり..... 33
推進施策 1-(1)　見守り、支え合いの体制づくり 33
推進施策 1-(2)　地域に根差した生活支援活動の推進 35
２地域活動の活性化支援..... 37
推進施策 2-(1)　自治会活動の活性化支援 37
推進施策 2-(2)　地域関係団体等の活動支援 39
推進施策 2-(3)　各種関係団体との連携 41
３サービス利用支援と質の向上..... 43
推進施策 3-(1)　気軽に相談できる体制づくり 43
推進施策 3-(2)　分かりやすい情報を提供する体制づくり 45
推進施策 3-(3)　地域の福祉活動を支える活動拠点の整備 47

基本目標３　安全・安心感のある暮らしを支える仕組みをつくる 49
１自立生活に向けた支援の充実..... 49
推進施策 1-(1)　権利の擁護 49
推進施策 1-(2)　災害時に支援を必要とする人に対する支援 51
推進施策 1-(3)　暮らしにくさを抱える人に対する支援 53
２安心して暮らせる地域をつくる..... 55
推進施策 1-(1)　防犯対策の充実 55
推進施策 1-(2)　防災に強い地域づくりの推進 57
推進施策 1-(3)　バリアフリーのまちづくり 59

第１章　計画策定の前提

第１章　計画策定の前提

１ 計画策定の背景と目的

(1) 計画策定の背景

少子高齢社会の進展や都市化の影響を背景に、家族構成も変化し扶養機能が弱い高齢者世帯や単独世帯が増加しています。

本町は、相互扶助の意識が高い地域ではありますが、生活スタイルや就業環境の多様化に伴い、自治会活動や地域活動に参加できない状況がみられるなど、これまで地域や隣近所の人々とのつながりで結びついていた地域コミュニティーの希薄化が進み、相互に気づかい・支え合うという扶助機能を十分に活かせない環境が広がりつつあるといわれています。

一方で、町民意識調査からは「地域住民がお互いに協力して住みやすい地域にしていかなければならない」と思うと回答する割合は 84.8%を占めるとともに、町民ワークショップからは、住民相互のつながりを強めお互いに見守り、支え合い安心して暮らしていくことができる地域づくりが必要であるという声があげられています。

また、先の東日本大震災においては、災害時における要援護者の避難対策などが新たな社会問題として取り上げられる一方で、復興への原動力は地域や住民相互の支え合いが大きな力となっていることを再認識させられました。

長引く経済低迷や大きく変化する社会環境の中でニート、ホームレス、生活困窮者支援や虐待防止対策などの様々な問題が顕在化し、こうした地域社会を取り巻く多様な生活課題のなかには、公的サービスの提供だけでは充分に対処できない状況も少なくありません。

誰もが経験する可能性のある生活課題を含めた福祉ニーズにきめ細かく対応するためには、地域に寄り添い、地域の課題に気づき・発見し問題を抱える町民が孤立することがないように、その課題解決にむけ住民をはじめ自治会、民生委員児童委員、企業、事業者などが連携・協働することで、支援を必要とする町民に適切なサービスを提供する仕組みをつくり、住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けていくことができるように、支え合いのある共生社会の実現に向けた取り組みが強く求められています。

(2) 計画策定の目的

地域社会が大きく変化する中で、地域や人がつながり、支え合いのある地域づくりの大切さが改めて問い直されています。

本町の上位計画である、第４次総合計画・後期基本計画においては、「ユイマールの心でつながる地域福祉の推進」を掲げ、地域における福祉活動の充実強化に向け、地域コミュニティーの育成を図り、支援を必要とする住民を地域ぐるみで支えるための多用な

施策が位置づけられています。

本町は、行政区を単位に関係団体等と連携した自治会活動が行われているともに、地域独自の見守り、支え合いを実践するなど、住民を主体とした相互扶助活動の基盤がある地域でもあります。

これまで、培われてきた住民相互の支え合いの活動を軸として、多様な福祉の担い手と連携・協働することで支え合いのある共生社会をつくりあげていくための指針を示す「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に策定します。

2　計画の性格

(1) 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」です。また、町全体の方向性を示す「嘉手納町総合計画（基本構想、基本計画）」を上位計画とし対象者別福祉関連計画や健康づくり計画、その他関連計画等との整合性を保つものとします。

住民をはじめ多様な推進主体との連携・協働により、地域の生活課題や福祉ニーズに柔軟に対応する「支え合い（共助）」のしくみを創るための指針を示す計画として位置づけます。

本計画における推進施策の実効性を高めていくためには、地域の福祉を担う嘉手納町社会福祉協議会の活動指針との連携と整合性を保つことが必要不可欠です。

嘉手納町社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」と基本理念、基本施策の方向性を共有し、共通認識を図りながら地域の福祉力の向上に向けた支援施策を推進するものとします。

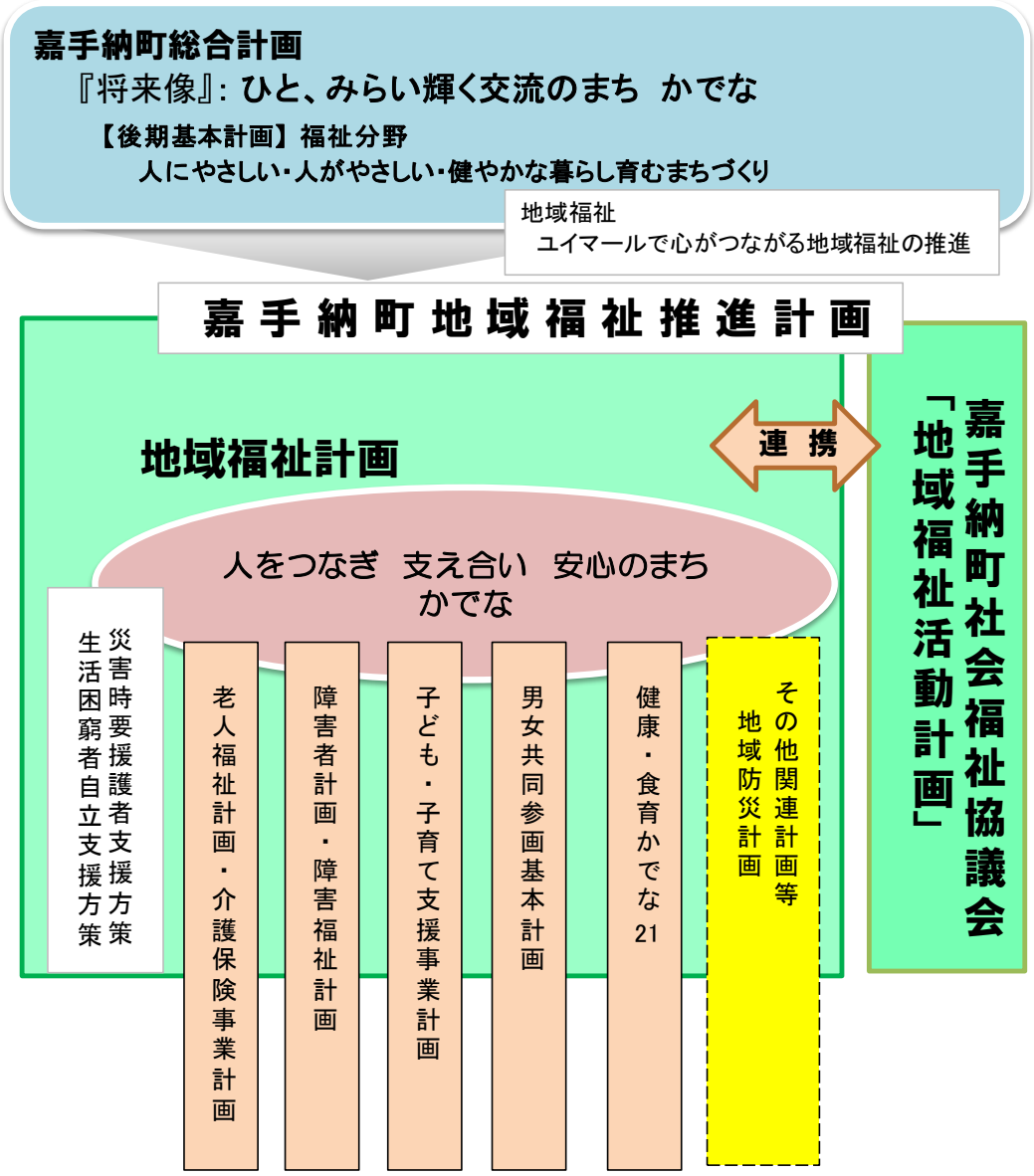

(2) 地域福祉計画に盛り込むべき事項　【社会福祉法第 107 条（抜粋）】

1) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

【計画に盛り込むべき事項】

①福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備

・福祉サービスの利用に関する情報提供、相談体制の確保

②要支援者が必要なサービスを利用することができる仕組みの確立

・社会福祉従事者の専門性の向上、ケアマネジメント、ソーシャルワーク機能の充実

③サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者のサービス選択の確保

④利用者の権利擁護

・適切なサービス利用を支援する仕組み等の整備

2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

【計画に盛り込むべき事項】

①公的サービスとインフォーマルサービスとの連携によるシステムづくり

・民間の新規事業の開発やコーディネート機能への支援

②福祉、保健、医療と生活に関連する他分野との連携方策

3) 地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項

【計画に盛り込むべき事項】

①地域住民、ボランティア団体、ＮＰＯ法人等の社会福祉活動への支援

・活動に必要な情報の入手、必要な知識、技術習得、活動拠点に関する支援

・地域住民の主体的な活動と公共的サービスの連携

②住民意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進

・地域住民、サービス利用者の自立

・主体的な活動を推進する地域の構成員としての意識の向上

・住民等の交流会、勉強会等の開催

③地域福祉を進める人材の養成

・地域福祉活動専門員、社会福祉従事者等による地域組織化機能の発揮

④その他地域で地域福祉を推進する上で必要と認められる事項

・社会福祉協議会の基盤の整備強化等

・ひとにやさしまちづくり

・福祉文化の創造

4) 要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項

※要援護者の支援方策

【平成 19 年 8 月 10 日：厚生労働省通知】

【計画に盛り込むべき事項】

①要援護者の把握に関する事項

②要援護者情報の共有に関する事項

③要援護者の支援に関する事項

5) 生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項

※生活困窮者自立支援方策

【平成 26 年 3 月 27 日：厚生労働省通知】

【計画に盛り込むべき事項】

(1) 生活困窮者自立支援方策の位置づけと地域福祉政策との連携に関する事項

(2) 生活困窮者の把握等に関する事項

(3) 生活困窮者の自立支援に関する事項

1) 生活困窮者の自立支援のための各種支援の実施

①生活困窮者自立支援法に基づく支援

（必須事業）

・自立支援相談事業

・居住確保給付金

（任意事業）

・就労準備支援事業

・一時生活支援事業

・家計相談支援事業

・学習支援事業。その他の自立支援事業

（その他）

・就労訓練事業（いわゆる中間的就労）の認定

②関係機関、他制度、多様な主体の支援

2) 生活困窮者支援をとおした地域づくり

(3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な策定

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、地域住民の主体的な活動と地域福祉を推進する様々な担い手が連携・協働し地域の生活課題等を解決していくためのしくみを創り、それぞれの役割に応じ、福祉活動を実践することですべての町民が安心して暮らすことができる地域づくりを実現していくための計画です。両者は、車の両輪のような関係にあり基本理念や目標等に対する共通認識を持ち、地域の実情に応じた具体的な取り組みを行うための施策を推進する必要があります。そのため、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に策定します。

①地域福祉計画

地域福祉計画は、地域の生活課題等を住民自らが見つけ、把握し地域住民を主体として「やれる事、できる事を実践する」という考え方を基本に、地域の福祉活動によって地域の生活課題を解決していく体制づくりの指針を示す行政計画です。

②地域福祉活動計画

地域福祉活動計画は、行政計画である「地域福祉計画」が示す基本指針に基づき、住民相互のつながりや地域の多様な社会資源との連携を図りながら、課題解決に向けた具体的な活動内容を示す社会福祉協議会の行動計画です。

(4) 計画の期間

「地域福祉計画」及び「地域福祉活動計画」の期間は、平成 27 年度を初年度とし平成 31 年度を目標年度とする５ヵ年計画とします。また、老人福祉計画、障害者計画・障害福祉計画、子ども・子育て支援事業計画等の個別計画の初年度が同一となります。

これら計画との基本的な方向性について整合性を保つものとし、社会情勢や地域実情等の変化に伴い、計画内容の変更に必要が生じた場合は適宜見直しを行うものとします。

嘉手納町地域福祉推進計画の期間

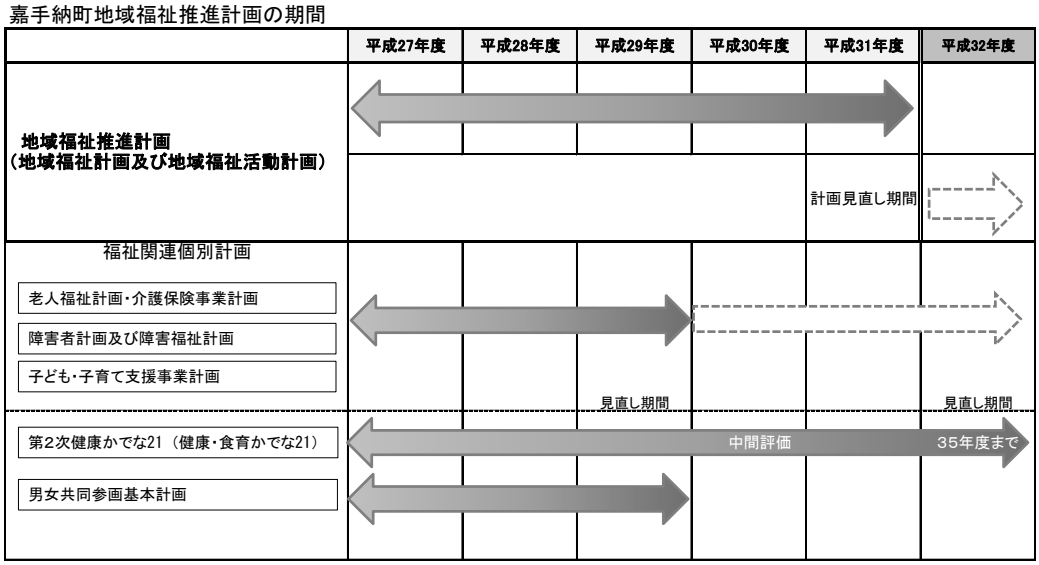

3 計画策定の組織体制と住民参画等の取り組み

本計画の策定にあたり、以下の組織体制により計画内容の検討及び審議を行うとともに、住民参画を前提とした計画づくりを行うための取り組みを実施しています。

(1) 計画の庁内策定体制

計画の策定においては学識経験者、地域及び福祉関係団体、サービス提供事業者の代表、公募による町民等で構成する「嘉手納町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、計画の方向性や具体施策の内容、実施すべき事業及び基本目標等にかかわる意見交換や協議を経て計画策定に取り組みました。

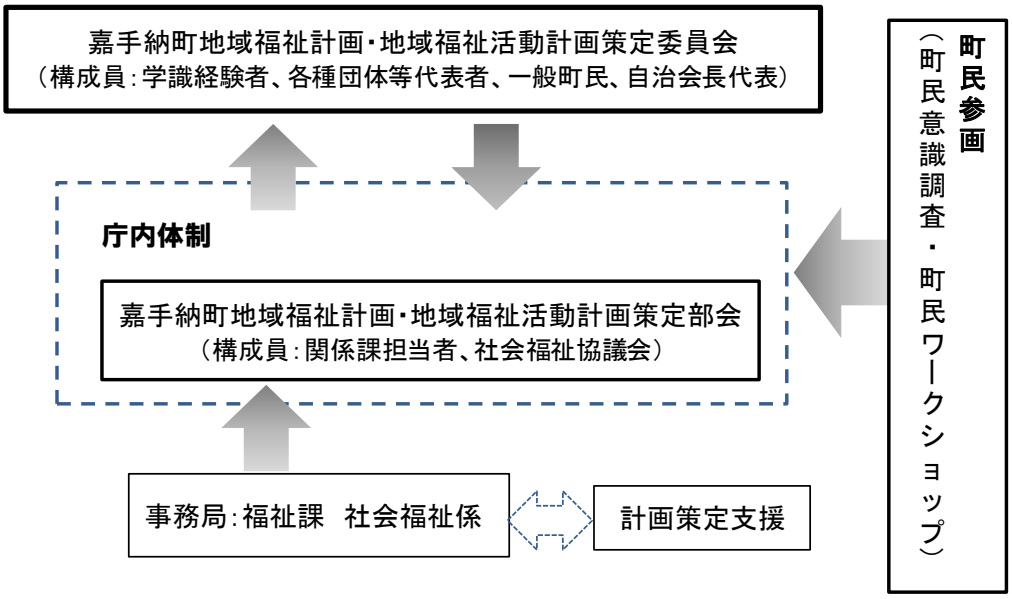

(2) 計画策定における住民参加の取り組み

「地域福祉計画」及び「地域福祉活動計画」は、地域の福祉を推進する住民の参画を基本とした計画策定を基本としています。

そのため、計画策定の基礎資料を得るため「町民意識調査（アンケート）」や各行政区における「町民ワークショップ」を開催し、多くの町民の意見を計画に反映させる取り組みを行いました。

1) 町民意識調査（アンケート）

町民の地域福祉に対する意識や生活課題等の把握を目的として、町内に在住する 20 歳以上 75 歳までの男女 1,500 人を無作為に抽出し意識調査を実施しました。

① 調査の期間

調査期間は、平成 25 年 10 月 31 日（木）～平成 25 年 11 月 25 日（月）

② 調査票配布・回収方法

対象者に対し郵送配布を行い、民生委員児童委員により訪問回収を実施しました。

③ 調査票の回収状況

	配布数	回収数	有効回答数	実質回収率
調査票回収状況	1,500 件	1,038 件	1,037 件	69.1%

2) 町民ワークショップの開催

本町の自治活動を行う６行政区において、地域の理解者であり、地域福祉の担い手である町民を対象に地域の生活課題を把握し、「できる事、やれる事」を基本とした課題解決の方策の検討に至る意見交換の場として町民ワークショップを開催しました。

①開催期間

平成２６年２月１３日（木）～　平成２６年３月２５日（火）

②開催状況

各行政区において開催しました。参加状況等は以下のとおりとなっています。

行政区別町民ワークショップ開催状況

		第1回	第2回
東区	開催日	3月11日（火）	3月25日（火）
	参加人数	12名	3名
中央区	開催日	2月19日（水）	3月12日（水）
	参加人数	15名	14名
北区	開催日	2月25日（火）	3月18日（火）
	参加人数	16名	15名
南区	開催日	3月7日（金）	3月19日（水）
	参加人数	7名	24名
西区	開催日	2月13日（木）	3月5日（木）
	参加人数	13名	11名
西浜区	開催日	2月24日（月）	3月13日（木）
	参加人数	22名	24名

3) パブリックコメント

地域福祉計画・地域福祉活動計画の内容に対し、広く町民の意見を反映させることを目的として、平成 27 年３月 10 日（火）～平成 27 年３月 23 日（月）の期間で嘉手納町役場、嘉手納町ホームページ、嘉手納町社会福祉協議会及び社会福祉協議会において原案を掲載しパブリックコメントを求めます。

第２章　計画の基本的な考え方

第２章　計画の基本的な考え方

１ 計画の基本視点

視　点　１　住民主体による地域福祉の推進

地域の問題や生活課題は、特定の人だけの問題ではなく誰にでも起こる可能性があります。すべての町民が一人ひとりを支える担い手として地域課題に取り組み、温かく見守り、支える存在となることをめざします。

視　点　２　交流による支え合いの輪を広げる

地域には、仕事の関係や参加のきっかけをつかめずに地域活動に参加できない人々も多く存在していますが、これらの人々が地域とつながるためのきっかけをつくることが重要です。

子どもから高齢者まで、世代を超えた多様な交流によって人や地域がつながりを深めていくことができるように、気軽に参加できる活動内容の工夫や情報提供、集まれる場を確保し、つながりのなかで支え合いの輪が広がることをめざします。

視　点　３　地域に暮らす一人ひとりを大切にする

本町は、子ども、高齢者、障害のある人、さらには米軍基地が隣接している事から外国籍を有する人など多様な人々が暮らしているという地域特性を持っています。

一人ひとりを認め、尊重し、支援を必要とする住民が孤立することがないように、一人の暮らしを支えていくことが大切です。

特定の人に対して偏見や差別意識を持つことなく、受け入れる風土をつくることで、地域の連帯意識を高め住民がお互いに支え合い安心して豊かに暮らせる地域をめざします。

視　点　４　地域の特性を活かした支え合いの仕組みをつくる

本町は、地域住民の身近な地域である行政区を単位に、自治会や関係団体等と連携し地域独自の見守り、支え合いの活動が浸透しつつある地域です。

これまで、実践されてきた見守り、支え合いの活動をより充実したものとなるような取り組みを進めるとともに、多様化する福祉ニーズに対し、福祉施設の有効活用や各種ボランティア活動などの多様な社会資源を結びつけ、地域に根差した福祉サービスとして展開するコーディネート機能を高め、創意工夫のある新しい支え合いの形をめざします。

視　点　５　多様な主体の連携強化

住民をはじめ、それぞれの立場や専門性をいかし活動する民生委員児童委員、福祉関係事業者、ＮＰＯ、ボランティア団体、企業、自治会、社会福祉協議会等も地域福祉を推進する主体として連携した支え合いの体制づくりが求められています。

それぞれの主体が、それぞれの立場で地域福祉を推進する役割を担い、支援を必要とする住民の把握から適切なサービスにつなぎ、自立した生活を送ることができるように多様な主体が連携し支えることをめざします。

2　計画の基本理念

(1) 基本理念の考え方

1) 上位計画におけるまちづくりの方向性

本町の「第４次総合計画」の将来像は、平和を基調に「ひと、みらい輝く交流のまちかでな」を将来像として「支え合い」、「人づくり」、「安心」、「賑わい」を結びつけたまちづくりを推進するものとしています。また、後期基本計画における福祉分野においては、「住みよい地域社会を形成するためには町民一人ひとりが、自分の責任と社会的な役割を自覚して自立するとともに町民相互が連携し、お互いに助けあっていくことが大切である」というまちづくりのめざす方向性に基づき、「人にやさしい・人がやさしい・健やかな暮らし育むまちづくり」を基調とした施策を推進するものとされています。

将来像：「ひと、みらい輝く交流のまち　かでな」

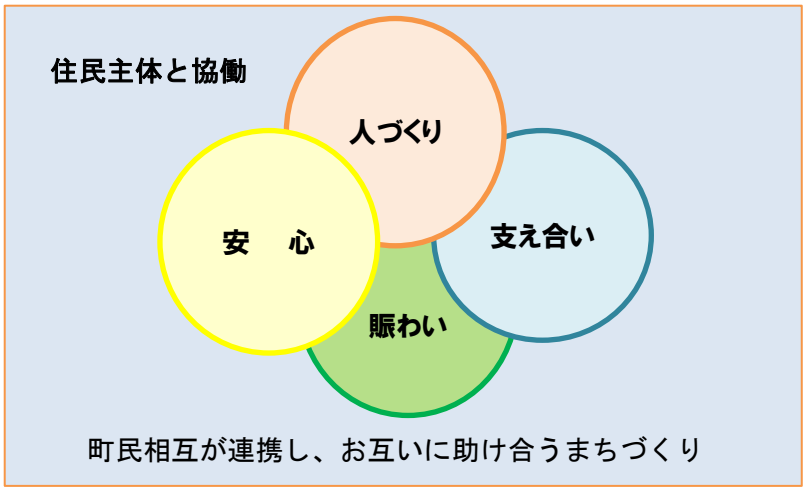

後期基本計画における福祉分野の方向性

「人にやさしい・人がやさしい・健やかな暮らし育むまちづくり」

地域福祉

「ユイマールの心でつくる地域福祉の推進」

社会福祉協議会における地域づくりの理念

地域を舞台に、地域とともに、一人ひとりの笑顔あふれる地域をつくる。そのために人をつなぎ、地域をつなげる、そこに支え合い、助け合いの心を育み、安心、安全に暮らしていける地域づくりを続ける

こんな町に住みたい　それを形に　“福祉でまちづくり”

2)町民ワークショップから出された地域福祉が充実したイメージ

各行政区において、町民の意見を集約する機会として開催した町民ワークショップでは、「人や地域がつながっている」、「みんなで見守る地域である」等が地域福祉の充実したイメージとしてあげられました。

- 人がつながっている地域
- 絆の強いまち
- 町全体が、ハードもソフトもバリアフリー化されたまち
- 地域みんなで見守るまち（地域に見守り機能があるまち）
- 気軽に相談できる場所や人がいる地域

地域福祉が充実したイメージには、総合計画におけるまちづくりの方向性、嘉手納町社会福祉協議会における事業計画の方向性などに掲げられた「つながり（絆）」を基本とした「支え合い」、「安全・安心」という共通のキーワードがあります。

これを踏まえ地域福祉計画及び地域福祉活動計画における共通の理念を設定します。

(2) 基本理念及び基本目標の考え方

理念のポイント

≪安心感≫＝つなぎ、支え合い

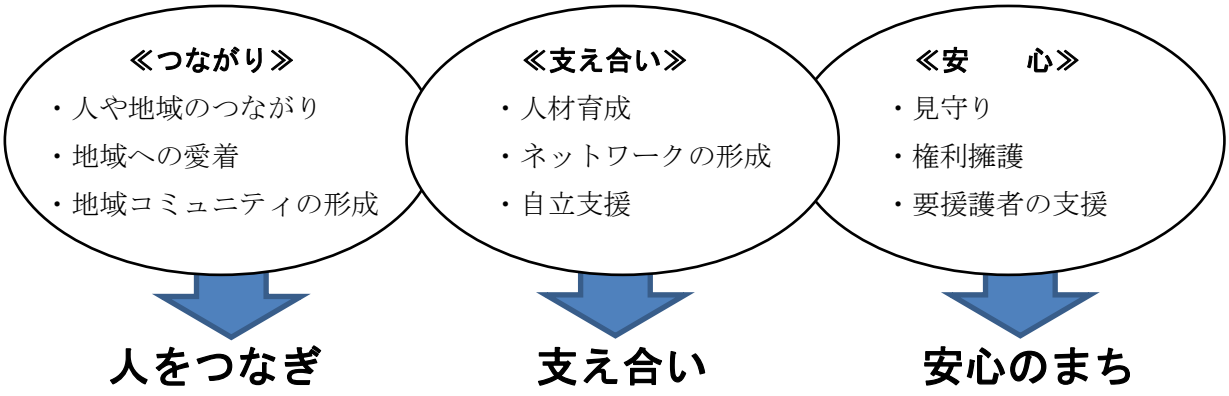

笑顔があふれ、安心感に支えられた地域であるために、町民が世代を超えた交流を通してふれあうなかで互いを理解し、町民一人ひとりが地域に寄り添い、安心して暮らしたいという思いをかたちにしていく、やさしさと支え合いあるまちづくりに取り組みます。

理　　念

人をつなぎ、支え合い、安心のまち　かでな

【人をつなぐ】
○ひとり一役（人を育てる）　○交流機会の確保　○地域文化などを受け継ぐ
○福祉教育（意識啓発）　○コーディネーターの確保

→ **一人ひとりが担い手となる仕組みをつくる**

【支え合い】
○見逃さない　○ネットワークをつくる　○居場所づくり（交流サロン）
○相談体制の充実　○雇用（コミュニティビジネス等の創出）

→ **見守り、支え合いのしくみをつくる**

【安心のまち】
○お互いを認める、理解する　○防犯・防災に強い地域づくり
○社会参加（役割の発揮）　○要援護者の支援　○権利の擁護

→ **安心感のある暮らしを支える**

３ 基本目標

基本目標１：一人ひとりが担い手となるしくみをつくる

日頃からあいさつを交わし、声をかけ合うなどの交流を通して地域や人がつながるためのきっかけづくりや気軽に集まれる場所を確保していきます。

やさしさと思いやりの意識を育て、「自らできること・やれること」を通して気軽にボランティア活動等に参加できる環境づくりや豊かな経験と知識を活かし、地域福祉を担う人材の育成と確保に取り組みます。

また、地域福祉活動をコーディネートとする人材を配置し、多様な担い手による支え合いのある地域づくりに取り組みます。

基本目標２：地域に根差した見守り、支え合いのしくみをつくる

身近な地域で寄り添い、自分たちなりの活動で気になる人を把握し、孤立させないように地域住民の主体的な活動やボランティア団体、関係団体などが相互に連携した見守り・支え合いの体制づくりに取り組みます。

また、わかりやすい情報の提供や困った時にはいつでも、気軽に相談できる体制の充実を図るとともに、福祉活動が円滑に推進できるように利用しやすい活動拠点の整備を進めます。

基本目標３：安全・安心感のある暮らしを支えるしくみをつくる

赤ちゃんから高齢者、障がいのある人など、すべての町民が安全と安心感に支えられて暮らすことができるように、災害時における避難支援対策や地域における安全対策の充実を図るとともに、ユニバーサルデザインに基づくまちづくりを推進します。

また、支援を必要とする町民が、住み慣れた地域のなかで自立した生活を継続することができるように、必要なサービスを適切に利用するための支援と生活援助体制の充実に努めます。

4　施策の体系

基本理念

人をつなぎ　支え合い　安心のまち　かでな

基本目標１　一人ひとりが地域福祉の担い手となるしくみをつくる

(1) 福祉意識の啓発ときっかけをつくる

① やさしさと思いやりの意識を高める
② 地域に参加しやすいきっかけをつくる
③ 交流の場、居場所をつくる

(2) 担い手となる人材の育成・確保

① 地域福祉を担う人材の育成と確保
② コミュニティソーシャルワーカーの育成と適正配置

基本目標２　地域に根差した見守り、支え合いのしくみをつくる

(1) 地域で支え合うしくみづくり

① 見守り、支え合いの体制づくり
② 地域に根差した生活支援活動の推進

(2) 地域活動の活性化支援

① 自治会活動の活性化支援
② 地域関係団体等の活動支援
③ 各種関係団体との連携

(3) サービス利用支援と質の向上

① 気軽に相談できる体制づくり
② 分かりやすい情報を提供する体制づくり
③ 地域の福祉活動を支える活動拠点の整備

基本目標３　安全・安心感のある暮らしを支えるしくみをつくる

(1) 自立生活に向けた支援の充実

① 権利の擁護
② 災害時に支援を必要とする人に対する支援
③ 暮らしにくさを抱える人に対する支援

(2) 安心して暮らせる地域をつくる

① 防犯対策の充実
② 防災に強い地域づくりの推進
③ バリアフリーのまちづくり

第３章　地域福祉の推進体制

第３章　地域福祉の推進体制

１　福祉圏域の設定

(1) 福祉圏域の考え方

「地域福祉計画」及び「地域福祉活動計画」は、地域住民のより身近な生活・活動範囲を単位とした福祉活動や多様な主体が連携・協働しサービスを提供する範囲の設定が必要とされています。

また、介護保険制度においては、より身近な地域において高齢者の自立生活を支援する体制を整える「地域包括ケアシステム」の構築に向け、身近な日常生活圏域を単位とし必要なサービスが概ね 30 分以内に提供できる「日常生活圏域（中学校区の単位)」を設定したケア体制の整備を推進することとしています。

福祉圏域の設定は、本町の地理的条件、人口規模及び生活文化等が形成された背景などを考慮しながら、**自助・互助、共助、公助**という地域住民や多様な主体がそれぞれに果たすべき役割を踏まえ、個々の取り組みに応じた個別活動を効率よく推進していくための範囲となる「圏域」を設定します。

福祉圏域の考え方

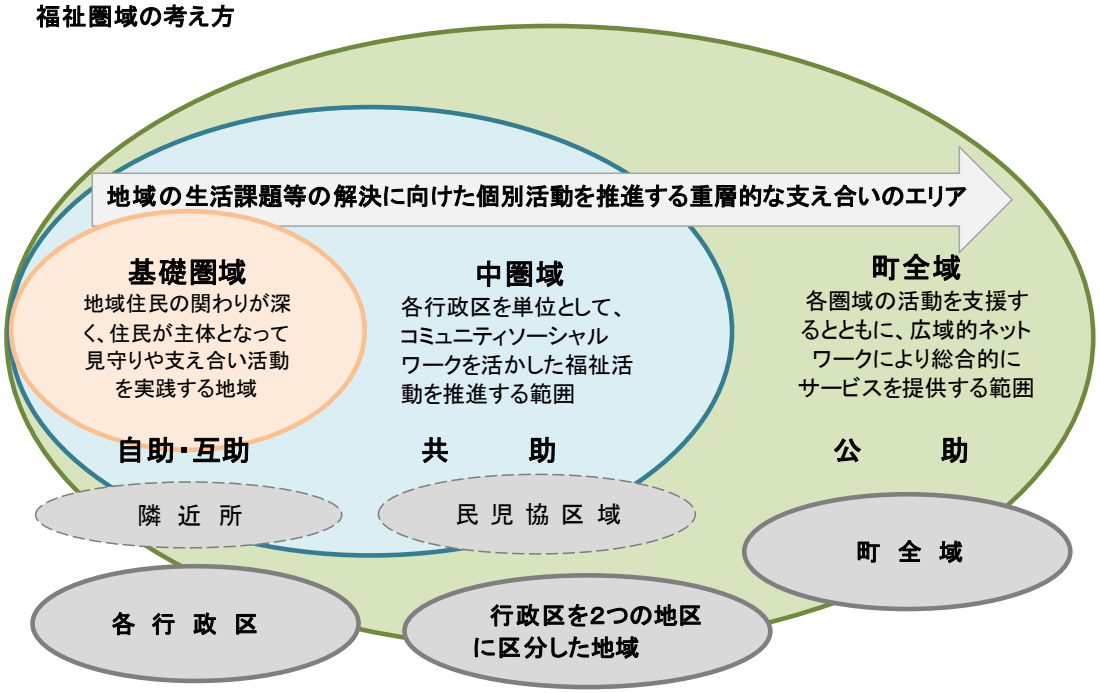

(2) 圏域の設定

本町の福祉圏域を以下のように設定します。

1) 基礎圏域

住民生活で最も身近な単位は、６つの行政区です。各行政区ではコミュニティセンターを中心に年中行事や自治会活動が行われるとともに、高齢者のミニデイサービスや小地域福祉活動（南区地域見守り隊）が実践されている地域でもあります。

基礎圏域は、「地域住民がお互いの顔がわかる範囲で地域課題を共有し、課題解決のために日頃からやれること、できることを主体的に実践できる地域」であることが必要です。

地域住民の日常生活や地域活動の実践の場として最も関わりが深く、地域住民が気軽に声をかけ合うことができる範囲としての認識が高い行政区を「基礎圏域」として設定します。

2) 中圏域

基礎圏域における主体的な活動では、課題解決が困難な福祉ニーズに対し、多様な地域資源との連携を図り地域住民の活動をサポートするとともに、生活課題などを適切な支援や解決方策につなげるコミュニティソーシャルワーカーを配置する地域として設定します。

地域の範囲は、関係機関や団体及び地域住民と連携し、地域独自の支え合い活動を推進しやすい範囲として、地域の実情を考慮し行政区を以下のように２区分した地域を「中圏域」として設定します。

（中圏域１：東区、中央区、北区、中圏域２：南区、西区、西浜区）

3) 町全域

個別圏域では解決が困難な事例や専門性の高い福祉ニーズに対して、広域的なネットワークの活用を図りながら総合的なサービスを提供する範囲として町全体を「町全域」として設定します。

２ 推進主体の役割

地域福祉を推進していくためには、住民、地域（行政区）、ボランティア、関係福祉団体、サービス提供事業者等がそれぞれ果たすべき役割を担い、相互に支え合う輪を広げていくことができるように、それぞれの担い手に対する期待と役割を求めます。

(1) 地域の皆さん（町民一人ひとり）

○積極的にあいさつを交わし、声をかけるなど地域の方々とのコミュニケーションを図りましょう。また、自分が暮らす地域に関心を持ち、多様な交流機会を通して地域活動に参加しましょう。

○地域福祉の担い手としての意識を高め、日常的に「やれること、できること」でボランティア活動や見守り、支え合い活動に参加しましょう。

○問題の大きさに関係なく、困った時や支援が必要な時は身近な人や地域に気がるに相談するようにして、助けられ上手になりましょう。

(2) 地域（各行政区）

○日頃の近所付き合いや地域活動等で結びついているコミュニティーを中心に、住民や社会福祉協議会、地域関係団体等と連携し「モレ・ヌケ」のない地域の見守り、支え合い活動（小地域福祉活動）を積極的に進めていきましょう。

○転入者や自治会未加入者等に対し、関係機関と連携した加入促進を積極的に行い自治会の活性化を図りましょう。

○自主防災組織と連携し地震、津波などに対する備えや災害時に支援を必要とする人の情報提供や避難支援に対する体制づくりに取り組みましょう。

(3) ＮＰＯ、ボランティア団体

○ＮＰＯやボランティア団体は、福祉に関するそれぞれの目的を果たすための活動を行う受け皿となります。地域住民が気軽にＮＰＯやボランティア活動などに参加できるように活動内容に関する情報提供や参加するためのきっかけを積極的につくり支援活動の輪を広げていきましょう。

○行政、社会福祉協議会、地域関係団体等とのネットワークを構成する一員として、活動経験から得られた知識や技能を活かし、地域の支え合い、見守り活動に積極的に関わりましょう。

(4)地域関係団体（自治会、子ども会育成会、連合青年会、老人クラブ連合会、婦人連合会、更生保護女性会等）

○地域コミュニティーとの関わりが深い組織であるという特性を活かし地域、関係機関と連携し見守り、支え合い等の多様な活動に積極的に参加しましょう。

○関係団体独自の活動や地域活動に積極的に参加し、広い範囲で地域や人とひとの結びつきを強めていきましょう。

(4) 企業等

○地域の企業として、地域の福祉を推進する担い手の一員という視点に立ち、ボランティア活動や地域活動などに積極的に参加することを期待します。

○企業活動のノウハウを活かし、地域の福祉に貢献できる情報の提供や活動支援を積極的に行うことを期待します。

(5) サービス提供事業者及び福祉施設等

○より身近な地域で質の高いサービスを利用者本位で受けることができるように、専門技術と人材を活用し関係機関と連携した支援体制づくりへの協力を期待します。

○日頃から、地域住民やボランティア団体、関係機関と連携した情報の提供や活動に対する相談支援を行うなど、多様な主体が地域に根差した地域福祉活動の活性化を図ることや質の向上に対する支援を期待します。

(6) 民生委員児童委員連絡協議会

○地域福祉活動の推進役として、多様な主体が行う福祉活動に必要な情報提供や相談支援を行うなど、地域の福祉の向上に向けた取り組みへの積極的な関わりを期待します。

○常に、地域との関わりを持ち地域ニーズや生活課題を的確に把握した上で、行政や社会福祉協議会、関係機関等との橋渡し役としての役割を担い、支援を必要とする町民の立場に立った支援を行う取り組みを期待します。

３ 推進基盤の整備

1) 地域福祉を推進する拠点施設の整備

地域を単位とした住民主体の支え合いの活動や多様な主体との連携による支援体制の充実を図るためには、これらの活動を推進する拠点の整備が必要です。

地域住民の拠り所となるコミュニティセンターや総合福祉センター等がその拠点機能を十分に発揮することができるように施設の修繕・改修等に努めます。

2) コミュニティソーシャルワーカーの適正配置

地域住民の主体的な活動をサポートするとともに、多様な社会資源等とのネットワークを形成した福祉活動や地域における見守り・支え合い活動を充実させていくためには、その推進役を担うコーディネーターの養成と適正な配置が不可欠です。

そのため、中圏域毎に１人の「コミュニティソーシャルワーカー」を配置し、地域から寄せられる多様な生活課題に柔軟に対応できるコミュニティソーシャルワーク機能の拡充や地域の実情に応じた事業展開を図るなど地域福祉の推進体制の強化に努めます。

3) 地域住民が気軽に集まれる「居場所」の拡充

地域住民が気軽に集まり、多様な交流をきっかけとして地域福祉活動に参加することができる交流サロンなどを整備します。また、住民が日頃から集まることで地域の細かな情報が集められ、支援が必要な事情に対しては、適切な支援につなげていくことができる情報機能、安否確認機能等の役割を担う、地域の「居場所」が持つ機能を拡充していきます。

「居場所」については、地域の実情に応じ多様な形態をもつものとし、住民主体の運営ができるように社会福祉協議会と連携し支援します。

4) 嘉手納町社会福祉協議会の基盤強化

嘉手納町社会福祉協議会は、自由な発想と創意工夫により地域の実情に応じた福祉サービスを創設するなど、地域福祉活動を推進する公益性の高い組織としての役割を担うことが強く求められています。

住民の福祉力を向上させる取り組みへの支援や関係機関と連携し、地域に密着した専門性の高いサービスを総合的に提供する実践力を高めるなど、地域福祉をけん引する組織基盤の強化に向けた取り組みを積極的に支援します。

４ 計画の管理・評価体制

(1)町民参画を前提とした評価体制の構築

「地域福祉計画」及び「地域福祉活動計画」は、町民、社会福祉協議会並びに地域の関係機関や団体等が相互に連携・協働して地域の福祉を推進していくものです。

また、計画の策定は住民の参画を得て、住民の意見を計画の反映させていくことを基本としています。そのため本計画の進行・評価においては町民参画を得た管理評価体制を構築します。

(2)「嘉手納町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会」の活用

本計画の進捗状況等について適正な管理進行うため、「嘉手納町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定員会」を活用し、ＰＤＣＡ手法※に基づく評価を行い、専門的な立場からの意見、提言を求めていきます。

ＰＤＣＡ手法とは

計画（plan）→実行（do）→評価（check）→改善（act）という４段階の活動を繰り返し行う事で、継続的にプロセスを改善していく手法。

Plan （計画）＝これからのことを考える
Do （実行）＝計画したことを実行する
Check（評価）＝結果の達成度を評価する
Act （改善）＝見直しをかけて、次の計画に進む

(3)評価の方法

本計画に掲げられた個別施策の基本方針及び社会福祉協議会の活動指針の内容を具現化していくため、一定の期間において達成度を評価し、計画の進捗管理を行うものとします。

1)評価の時期

本計画の初年度が平成 27 年度であることから、評価時期は、その 1 年後の平成 28 年度から行うものとし、平成 28 年度以降各年度において評価を行うものとします。

2)評価の内容

個別施策に掲げられた評価指標に基づき、各年度における取組状況などのプロセス評価や具体的な個別の数値目標がある場合には、その達成度の進捗管理を行うとともに、計画内容の指針方策等に対する提言を行うものとします。

第４章　推進施策の基本方針

基本目標1　一人ひとりが福祉の担い手となる仕組みをつくる

1 福祉意識の啓発ときっかけをつくる

推進施策 1-(1) やさしさ・思いやりの意識を高める

【基本方針】

地域の課題や困りごと等は、誰にでも関わりのある身近な問題として一人ひとりが関心を持つことが大切です。「困った時はお互い様」という意識を高め、支援を必要とする人に声をかけ、寄り添い、みんなで支え合う活動の輪を広げていくことができるように、思いやりの心を育む啓発活動や福祉教育を推進します。

【各主体の取り組みと期待】

≪町民一人ひとりに期待する役割　　【自助・互助】　≫

○福祉教育等の学習の場に積極的に参加するようにします。

○誰もが当事者となることや、共に生きることの大切さを理解するようにします。

≪地域関係団体等に対する期待と役割　　【共　　助】　≫

○学校や関係機関と連携し人権教育や福祉教育、道徳教育などの体験学習を通して福祉に対する理解を深める機会をつくります。

○多様な機会を通して、支え合う意識を高める活動を推進します。

【社会福祉協議会の取り組み】

○「社協だより」やホームページ上などで、福祉に関わる情報や地域の活動の状況を継続して提供します。

○学校や関係機関と連携し、多くの町民が共に学ぶことができる福祉教育環境を充実させる取り組みを進めます。

≪行政が主体的に実施する役割　　【公　　助】　≫

○学校、地域、職場等を通して福祉を学ぶ機会の創設と充実に努めます。

○人権教育、福祉教育、道徳教育の充実を図り心のバリアフリー化を推進します。

【町内での取り組み事例】

【いもっ子 summerschool】

地域福祉推進の主人公は中・高校生を含めた「地域住民」である。そして地域福祉を担う人材を育成するためには、地域の様々な課題に気づき、学ぶプロセスが必要となる。平成 26 年度のいもっ子 summerschool では、障がい者の就労や居場所といった様々な社会参加の機会について学び、障がい者への理解を深めると共に、嘉手納町、読谷村の中・高校生の交流を深め、地域福祉を担う人材の輪を広げることを目的として開催している。

講師：ケアセンターきらめき　渡慶次憲氏

【推進事業】

取組み事業	事業概要
①いもっ子 summerschool	上記参照
②小学校ボランティアスクール	体験学習を通じて、社会福祉への関心を高め、相手の立場になって考え、行動できる地域福祉の担い手を育成し、ボランティアの活動支援体制づくりと福祉教育の充実を図る。
③福祉教育協力校	将来を担う児童・生徒を対象に、社会福祉に対する自主研究と体験学習の機会を通して、正しい福祉思想の普及を図る
④小地域福祉活動	地域のさまざまな福祉課題に対して住民同士で協力して取り組む“新たな支え合い”を構築していくことを目指す
⑤赤い羽根共同募金への協力	“じぶんのまちを良くする仕組み” 私たちのまちの福祉活動を支えて、誰でもが幸せに暮らせるまちづくりのための募金活動。

【評価指標設定】

評価指標	指標の根拠	単位	現　状 平成 26 年度	目標 平成 31 年度
地域住民がお互いに協力し、住みよい地域にしていかなければならないと思う町民の割合	町　民 意識調査	%	84.8	84.8 以上

推進施策 1-(2) 地域に参加しやすいきっかけをつくる

これまで、何らかの都合で地域に参加できなかった人々や外国人等を含め、他の地域から来た人たちも地域とつながり、地域に参加することができる機会をつくることが大切です。

町民一人ひとりが、あいさつや小さな会話を交わすことで親しみを感じ交流が生れます。世代間や地域交流を推進するなど、地域や人とひとのつながりやふれあう機会の充実を図るとともに、だれもが参加しやすい雰囲気づくりを進めます。

【各主体の取り組みと期待】

≪町民一人ひとりに期待する役割　　【自助・互助】　≫

○日頃から、あいさつを交わすように心がけるようにします

○地域や住民同士の交流機会に積極的に参加するようにします。

○地域行事や祭りなどへ積極的に参加するようにします。

≪地域関係団体等に対する期待と役割　　【共　　助】　≫

○地域の関係団体等と連携し、多様な交流機会の確保に努めます。

○「あいさつ運動」、「声かけ運動」に参加、協力します。

○商店街や企業、各種団体等と連携し、地域に親しむことができる地域イベント開催への協力と支援を行います。

【社会福祉協議会の取り組み】

○地域のつながりやふれあいの輪が広がるように、世代間や地域間の多様な交流事業を推進するとともに、地域活動や福祉活動に対する情報を提供します。

○「あいさつ運動」や「声かけ運動」を積極的に推進するなど、お互いが顔見知りとなり、信頼関係を強める活動を推進します。

≪行政が主体的に実施する役割　　【公　　助】　≫

○地域や関係機関と連携し、住民同士が気軽に交流できる場の整備や機会の創設に努めます。

○若い世代が地域に親しみ、貢献する意識を高める啓発活動や事業を支援します。

【町内での取り組み事例】

【赤い羽根共同募金】～じぶんのまちを良くする仕組み～

私たちのまちの福祉活動を支えて、誰でもが幸せに暮らせるまちづくりのための募金活動である。

平成 25 年度募金実績額：赤い羽根共同募金運動(3,465,571 円)歳末たすけあい募金運動(933,212 円)

【推進事業】

取組み事業	事業概要
①赤い羽根共同募金への協力	上記参照（P26）
②小地域福祉活動	１－１－④参照（P24）
③ボランティア活動支援	ボランティア活動支援全般を通して、子どもも高齢者も、障がいのある人もない人も、すべての人々がこの社会の中で、誇りをもって、心豊かで幸せな生活を送ることができるような福祉意識の啓発を図ることを目的とする。

【評価指標設定】

評価指標	指標の根拠	単位	現　　状 平成 26 年度	目標 平成 31 年度
ボランティア活動に参加した経験がある町民の割合	町　　民 意識調査	%	24.6	40.0
地域行事に参加している町民の割合	町　　民 意識調査	%	20.6	30.6

推進施策 1-(3)　交流の場、居場所をつくる

お互いに顔見知りとなったり、地域の情報交換を行う場として、住民が気軽に交流できる場をつくることが大切です。

デイサービスやコミュニティセンター、空き店舗、近所のマチグァーなど地域の人々が思い思いに気軽に集まり、交流したり、近況を話したりというふれあいを通して地域で一人ぼっちにならないように、多様なかたちの居場所づくりを進めます。

【各主体の取り組みと期待】

≪町民一人ひとりに期待する役割　　【自助・互助】　≫

〇さそい合って居場所等に集まり、交流するようにします。

〇自分たちで楽しい場所となるように、運営方法を考えるようにします。

≪地域関係団体等に対する期待と役割　　【共　　助】　≫

〇誰もが世代が交流できる居場所を地域に創ります。

〇自治会や関係機関と連携し多様な居場所の運営に向けた調整を進めます。

【社会福祉協議会の取り組み】

〇コミュニティセンター、空き店舗、商店の一角を活用するなど、多くの住民が気軽、楽しみながら交流し、仲間づくりの場となるような居場所を地域に広げるとともに、設置場所などの情報提供を行います。

〇多様な居場所が、住民の安否確認や気になる人の情報が得られる場として機能するように関係団体や組織と連携した取り組みを進めます。

≪行政が主体的に実施する役割　　【公　　助】　≫

〇地域の実情に応じ、多様な居場所ができるように場の確保を支援します。

〇多様な主体と連携し、効率的な居場所の運営を支援します。

【町内での取り組み事例】

【社協サロン】

制度やサービスの狭間におり、閉じこもりがちな高齢者の方を対象に、新たな社会参加の場を提供し、仲間づくりの場、孤立感の解消、地域の見守り、閉じこもりの防止、介護予防、健康づくりを目的とする活動を推進し、支え合うまちづくりを推進する。

【推進事業】

取組み事業	事業概要
①社協サロン	上記参照（P28：町内での取り組み事例）
②生きがいデイサービス	高齢者を対象に、生きがいの高揚、社会参加及び健康増進を図り、閉じこもり予防、活力ある長寿社会の形成を目的としている。
③ボランティア感謝の集い	町内で活動するボランティアグループの情報交換・集いの場として、相互の親睦を図ることを目的とする。

【評価指標設定】

評価指標	指標の根拠	単位	現　　状 平成 26 年度	目標 平成 31 年度
身近な地域における居場所の確保※1	社　協	箇所	6	8
生きがいデイサービス実施箇所数	社　協	箇所	6	8

※1 社会福祉協議会が、地域の居場所として支援を行っている個所数

基本目標１　一人ひとりが福祉の担い手となる仕組みをつくる

２　担い手となる人材の育成・確保

推進施策 2-(1)　地域福祉を担う人材の育成と確保

お互いに支え、支えられる地域であることが必要です。地域住民が「やれること・できること」で地域福祉の担い手として行動できる仕組みをつくることが大切です。

住民一人ひとりが、状況に応じた役割を担い多様な分野で地域の福祉活動に参加することができように、新しいボランティア活動の在り方を検討するとともに、福祉人材の育成と確保に向けた取り組みを進めます。

【各主体の取り組みと期待】

≪町民一人ひとりに期待する役割　　【自助・互助】　≫

○「やれること・できること」でボランティア活動等に参加するようにします。

○各種研修会や講座などに積極的に参加するようにします。

≪地域関係団体等に対する期待と役割　　【共　　助】　≫

○自分に合ったボランティア活動ができるように、養成講座などに参加し、地域福祉の担い手として協力します。

○ボランティアサークルや組織等と連携した活動を推進します。

【社会福祉協議会の取り組み】

○各地域の福祉活動を推進する、中核的な人材の掘り起こしや養成に向けた育成プログラム等の活用により、多様な担い手の育成・確保を図るなど活動の輪を広げる取り組みを進めます。

○町民一人ひとりが目的に応じたボランティア活動に参加できるように、知識、技術を習得できる研修や講座等充実に努めます。

○「ボランティアセンター」においてボランティア活動の受け手と担い手のマッチング機能を高めるとともに、各種団体間の交流、情報交換等に関わる支援を行います。

≪行政が主体的に実施する役割　　【公　　助】　≫

○若者世代や団塊の世代などを中心に、地域の潜在的な人的資源の掘り起しや育成プログラム等を作成し福祉人材の育成と確保に努めます。

○福祉関係団体や社会福祉協議会と連携し、多様なボランティアンの在り方の検討やボランティ活動に参加しやすい環境づくりを進めます。

【町内での取り組み事例】

【ボランティア養成講座】

　これまでボランティアは当事者のよき友人として、また地域の人々が助け合って暮らしていけるように地域の連帯を強める要として地域において大きな役割を果たしてきた。そこで、誰もが安心、安全に暮らせるまちづくりの要となるボランティアの発掘、養成を図ることを目的に養成講座を実施している。

【推進事業】

取組み事業	事業概要
①いもっ子 summerschool	１－１－①参照（Ｐ24）
②ボランティア養成講座	上記参照（Ｐ30：町内での取り組み事例
③小地域福祉活動	１－１－④参照（Ｐ24）
④相談援助実習	福祉分野で活躍する人材を育成するために、社会福祉士資格取得を目指す実習生の受入を行っている。

【評価指標設定】

評価指標	指標の根拠	単位	現　　状 平成 26 年度	目標 平成 31 年度
ボランティア登録数※	社　協	人 団体	570 名 21 団体	670 名 21 団体以上

※ボランティアセンターにおける登録数（個人、団体）

推進施策 2-(2)　コミュニティソーシャルワーカーの育成と配置

地域住民の主体的な活動や地域の社会資源等を活用したネットワークを形成し、支援を必要とする方々の福祉ニーズに応じたサービスにつなげる仕組みをつくることが大切です。

地域の問題や生活課題を的確に把握し、その課題解決に向け地域資源の活用や関係機関との連携体制を構築するなど、地域の福祉活動が円滑に打行われるように、住民主体の活動と公的サービス等の調整機能を担う人材の確保と適正な配置に向けた取り組みを進めます。

【各主体の取り組みと期待】

≪町民一人ひとりに期待する役割　　【自助・互助】　≫

〇地域で取り組む支え合い活動等に参加するようにします。

〇コミュニティソーシャルワーカーの活動に協力するようにします。

≪地域関係団体等に対する期待と役割　　【共　　助】　≫

〇地域におけるコミュニティソーシャルワークを推進するコミュニティソーシャルワーカーとの連携を図ります。

【社会福祉協議会の取り組み】

〇中圏域を単位として、コミュニティソーシャルワーカーを配置し、コミュニティソーシャルワーク事業の一層の充実に努めます。

〇地域課題の把握を徹底し、地域課題の発見から適切な支援につなげる支え合いの仕組みづくりとネットワークの形

成を図るとともに、コミュニティソーシャルワーカーが活動を支援する拠点整備に取り組みます。

≪行政が主体的に実施する役割　　【公　　助】　≫

〇コミュニティソーシャルワーカーの配置や活動拠点に関わる支援を行います。

【町内での取り組み事例】

該当事業なし

【推進事業】

取組み事業	事業概要
①コミュニティソーシャルワーク事業 ＣＳＷ事業（新規予定）への取り組み	地域には、子育てに関する悩みや経済的な問題そして、障がいや高齢など何らかの理由により日常生活に不安を感じている方など、支援を必要としている人や世帯がそれぞれの問題を抱えながらも制度やサービの狭間にあり利用出来ずに暮らしている方々もいます。 　そのような個人や世帯が抱える問題を地域の問題としてとらえ、自立した生活を支援するために、個人や世帯の支援を行いつつ、地域の自治会や住民、行政、関係団体や民生委員・児童委員、福祉関係協力者などとネットワークづくりを行っていくことを目的とします。

【評価指標設定】

評価指標	指標の根拠	単位	現　　状 平成 26 年度	目標 平成 31 年度
コミュニティソーシャルワーカーの配置	社　協	人	―	２

基本目標2　地域に根差した見守り、支え合いの仕組みをつくる

1　地域で支え合う仕組みづくり

推進施策 1-(1)　見守り、支え合いの体制づくり

身近な地域において、小さな変化を見逃さず気になる人に声をかけ、支援を必要とする人を早期に発見し、適切なサービスにつなげていく住民相互の見守り・支え合いの形をつくることが大切です。

個人情報等に配慮した要支援者の把握と情報を共有する仕組みづくりを行うとともに、行政区を中心とした、見守り支え合いのネットワークづくりを推進します。

【各主体の取り組みと期待】

≪町民一人ひとりに期待する役割　　【自助・互助】　≫

〇地域の見守り活動に参加するようにします。

〇気になる人を発見した場合、社会福祉協議会等の関係機関に連絡するようにしましょう。

≪地域関係団体等に対する期待と役割　　【共　　助】　≫

〇関係機関と連携し「抜け・漏れ」のない把握体制づくりに協力します。

〇活動の一環として、日常的な見守り活動に協力します。

【社会福祉協議会の取り組み】

〇行政区を単位に、支え合いのネットワークの構築に向けた取り組みを進めます。

〇行政区を単位とした小地域福祉活動を積極的に推進するものとして「見守り隊」、「かでな安心キット事業」の全地域での実践に向けた取り組みを進めます。

〇関係機関等と連携した、要援護者の把握体制と情報共有に関わる事項等を行政や関係機関等と調整するなど見守り、支え合いの活動がしやすい環境づくりを進めます。

≪行政が主体的に実施する役割　　【公　　助】　≫

〇個人情報の提供や共有の在り方を検討します。

〇地域独自の見守り、支え合いの活動に対する支援や関係機関等とのネットワークの構築に向けた支援を行います。

【町内での取り組み事例】

【小地域福祉活動】（１－１－④参照Ｐ24）

【推進事業】

取組み事業	事業概要
①小地域福祉活動	上記及び１－１－④参照 （Ｐ24、Ｐ34：町内での取り組み事例）
②ＣＳＷ事業	2－2－①参照（Ｐ32）
③安心キット	救急時及び災害時等にかかりつけ医や緊急連絡先等の必要な情報を保管するかでな安心キットを活用し、適切で迅速な緊急医療と緊急連絡先への連絡を可能とする事により、町内の高齢者や障がい者等の要援護世帯の安全・安心を守る事を目的に事業。
④生きがいデイサービス	１－3－②（Ｐ28）
⑤ふれあい型弁当給食サービス	独居高齢者等を対象に、ボランティアの訪問により、安否確認、話し相手などにより、高齢者の孤独感を解消させ、心豊かな暮らしを支えることを目的としている。
⑥高齢者等食の自立支援事業	日常生活に支障のある在宅の要援護老人等に対し、事業を通して食生活の改善と健康増進を図り、併せて安否の確認等を行い、もって在宅福祉の増進を目的とする。

【評価指標設定】

評価指標	指標の根拠	単位	現　　状 平成 26 年度	目標 平成 31 年度
小地域福祉活動を実施する自治会数(見守り隊)	社　　協	箇所	1	6
安心キットの設置数	社　　協	個	258	350

推進施策 1-(2)　地域に根差した生活支援活動の推進

必要な支援を受けることで、自立した生活を継続することができるように、地域の実情に応じた新しい支え合いのサービスを創設していくことも大切です。

地域から提案される生活課題の解決方策について「やれること・できること」を実践する取り組みを支援するとともに、社会福祉協議会並びに関係機関等と連携し、地域に密着した新たな生活支援サービスの創設に取り組みます。

【各主体の取り組みと期待】

≪町民一人ひとりに期待する役割　　【自助・互助】　≫

○地域課題を解決するために、何が必要かを話し合をするようにします。
○自分自身が「やれること・できること」を実践するようにします。【再掲】
○地域課題の解決のためのアイディアを提供するようにします。

≪地域関係団体等に対する期待と役割　　【共　　助】　≫

○地域や関係団体等と連携し新しい、支え合いの活動をモデル事業として実践する取り組みを進めます。
○地域の生活課題を話し合う場の提供や解決に向かうアイディアを実践に活かす仕組みづくりに協力します。

【社会福祉協議会の取り組み】

○暮らし安心サポート事業で進めている「かでな安心キット事業」の充実強化を図るとともに、全地域での実施を図ります。
○事業を通して把握された福祉ニーズに基づき、地域住民や関係機関と連携した新しい生活支援サービスの創設に向けた検討を行います。
○地域課題の解決に向け町民のアイディアが福祉サービスに反映される取り組みを進めます。

≪行政が主体的に実施する役割　　【公　　助】　≫

○地域住民が、社会福祉協議会や関係機関と連携し、新しい支え合いのサービスを創設するための環境整備を進めます。
○地域住民や関係機関から提案された活動やサービス内容の事業化に向けた支援を行います。

【町内での取り組み事例】

ふれあい型弁当給食サービス　１－１－⑤参照（Ｐ34）

【推進事業】

取組み事業	事業概要
①ふれあい型弁当給食サービス	１－１－⑤参照（Ｐ34）
②高齢者等食の自立支援事業	１－１－⑥参照（Ｐ34）

【評価指標設定】

評価指標	指標の根拠	単位	現　　状 平成 26 年度	目標 平成 31 年度
新しい生活支援サービスの創設※	社　　協	事業	―	２

※多様な主体（地域住民、ボランティア団体、ＮＰＯ法人、老人クラブ等の地域関係団体）と連携して、支援を必要とする地域住民の自立を支援するサービスの創設

基本目標2　地域に根差した見守り、支え合いの仕組みをつくる

2 地域活動の活性化支援

推進施策 2-(1)　自治会活動の活性化支援

地域住民が、地域の中で安心して暮らしていくことを見守るための力を高めていくことができるように、その推進基盤となる自治会活動の活性化を図ることが大切です。

若い世代の新しい発想を地域の活力として受け入れ、多様な住民活動を取りまとめる役割を担い、地域独自の活動を通して安全と安心感に支えられた地域づくりを推進するため自治会活動の活性化に向けた取り組みを進めます。

【各主体の取り組みと期待】

≪町民一人ひとりに期待する役割　　【自助・互助】　≫

〇自治会活動の内容を理解し、自治会へ加入するようにします。

〇自分なりの時間を活用し、自治会活動に参加するようにします。

≪地域関係団体等に対する期待と役割　　【共　　助】　≫

〇自治会独自の地域づくりに向けた企画提案等を行います。

〇住民の関心が高いイベント開催などに協力します。

〇地域住民が親しみをもって自治会活動に参加することができるような環境整備に対する支援を行い、自治会加入を促します。

〇「社協だより」、「ホームページ」に各自治会情報を掲載するとともに、若い世代が自治会に関心を持ち、地域活動へ参加するためのきっかけづくりや交流の場の整備を推進します。

≪行政が主体的に実施する役割　　【公　　助】　≫

〇地域住民の自治会加入を促すための啓発活動に対する支援を行います。

〇自治会が取り組む事業やイベント開催などの支援を行います。

〇いつでも気軽に、公民館などが利用できるように開かれた自治会づくりのため先進事例を紹介すなどの支援を行います。

【町内での取り組み事例】

【買い物お助けマン】

　中央区と言う買い物するのに不便な地域において、自分で買い物に行けない高齢者に、買い物及び外出の機会をつくるため、福祉バスを活用し、町内を中心に買い物支援活動を目的として実施している。

【推進事業】

取組み事業	事業概要
①赤い羽根共同募金	１－２－①参照（Ｐ26）
②小地域福祉活動	１－１－④参照（Ｐ24）
③買い物お助けマン （社協：福祉バス等で協力）	上記参照（Ｐ38：町内での取り組み事例）

推進施策 2-(2)　地域関係団体等の活動支援

自治会、子ども会育成会、連合青年会、老人クラブ連合会、婦人連合会、更生保護女性会等の地域関係団体や民生委員児童委員をはじめ福祉関係団体等が地域福祉を推進する担い手となり、地域とのつながりを強めた支え合いの活動を実践できるように各種団体の活性化を図ることが大切です。

各種団体が、その特性を十分に発揮した地域活動を通して地域の福祉に貢献できるように組織基盤の強化や活動に対する支援を行います。

【各主体の取り組みと期待】

≪町民一人ひとりに期待する役割　　【自助・互助】　≫

〇参加できる団体に所属するようにします。

〇団体の活動や事業に協力するようにします。

≪地域関係団体等に対する期待と役割　　【共　　助】　≫

〇地域の各種団体等が、独自の活動を継続的に実施することができるように情報提供や援助を行います。

【社会福祉協議会の取り組み】

〇各団体の特性を活かした活動を地域の中で展開できるように、各種団体が必要とする支援を行います。

〇各種団体等の交流や情報を共有する場を提供するなど、活動しやすい環境づくりを進めます。

≪行政が主体的に実施する役割　　【公　　助】　≫

〇社会福祉協議会等と連携し各種団体等の活動内容等をわかりやすく提供します。

〇活動に対する助成支援を行います。

【町内での取り組み事例】

地域の生きがいデイサービスなどに社協職員が出向き、高齢者疑似体験等の講義を行っている。

【推進事業】

取組み事業	事業概要
①総合福祉センター指定管理業務	センター管理の中で、福祉団体等への貸出を実施、活動拠点への支援を行う
②福祉バスの運行	福祉団体等の活動を支援するため福祉バスの運行を実施。
③活動助成金	福祉団体の活動促進のための活動資金を助成する
④福祉団体事務（民協・老人クラブ）	団体事務を担うことにより、団体活動がスムースに行われることを目的とし実施。
⑤ボランティア・ＮＰＯ支援	ボランティア保険・組織立ち上げ・運営等の支援を行う。
⑥研修講師派遣	上記参照（Ｐ40：町内での取り組み事例）

推進施策 2-(3)　各種関係団体との連携

地域の課題や日常生活上の問題等に対し、多様な関係機関が専門的な立場で連携・協働し課題解決に向けた福祉活動を推進する仕組みをつくることが大切です。

地域の主体的な活動や各種団体等の専門的知識、技術等が連携し必要な支援へのつなぎや支え合いの活動を行うことができるように、情報の共有化や連絡調整等を行うなど各種団体等がネットワークを構築するための取り組みを進めます。

【各主体の取り組みと期待】

≪町民一人ひとりに期待する役割　　【自助・互助】　≫

〇各種団体の活動内容を理解し、できる活動に参加するようにします。

〇地域の一員として、各種団体等とのつながりを持つようにします。

≪地域関係団体等に対する期待と役割　　【共　　助】　≫

〇各種団体が協働・連携して福祉活動を推進するための関係づくりを支援します。

【社会福祉協議会の取り組み】

〇各種関係団体と地域活動に対する情報交換などを行い、それぞれの専門性を活用した連携体制の構築を図ります。

〇各種団体等のネットワークの形成に向けた連絡協議会等の組織化を検討していきます。

≪行政が主体的に実施する役割　　【公　　助】　≫

〇各種団体が相互に理解しあえるように、交流会や情報交換会などを開催します。

〇多様なネットワークを構築するための連絡調整などの支援を行います。

【町内での取り組み事例】

【障がい福祉事業所連絡会】

障がいのある方が地域で豊かに住み続けられる仕組みづくりを行うことを目的とする。

【推進事業】

取組み事業	事業概要
①障がい福祉事業所連絡会	上記参照（P42：町内での取り組み事例）
②福祉教育協力校連絡会	各校での取り組みが円滑に進むことを目的に情報交換等を行う。
③生きデイサービス連絡会	各推進地区の関係者や利用者が一堂に集い相互の交流や親睦を深めることにより、時代に相応した事業の展開と町域的な福祉コミュニティーづくりの推進を図ることを目的とする。

基本目標2　地域に根差した見守り、支え合いの仕組みをつくる

３サービス利用支援と質の向上

推進施策 3-(1)　気軽に相談できる体制づくり

地域生活での困りごとや悩みあったとしても、地域の中で安心して暮らし続けていくことができるように身近な場所で、相談に応じ、寄り添いながら適切なサービスや支援につなげる相談体制を充実させることが大切です。

地域に配置されるコミュニティソーシャルワーカー、関係各課相談窓口、地域包括支援センター、社会福祉協議会、障がい者相談支援事業者等と連携し相談支援体制の充実を図るとともに、身近な地域における相談窓口の整備に向けた取り組みを進めます。

【各主体の取り組みと期待】

≪町民一人ひとりに期待する役割　　【自助・互助】　≫

○一人で悩まず、「助けて」という声を出するようにします。

○地域で気軽に相談できる場所を確認するようにします。

≪地域関係団体等に対する期待と役割　　【共　　助】　≫

○関係機関と連携し、困りごとを抱える人を相談窓口につなぎます。

○民生委員児童委員、福祉関係団体と連携し、相談支援につながる活動に協力します。

【社会福祉協議会の取り組み】

○コミュニティソーシャルワーカーを中心とした相談体制の構築に取り組みます。

○行政やコミュニティセンター、民生委員児童委員、各種関係団体と連携し、身近な地域や場における多様な相談窓口の整備に取り組みます。

○個別支援として実施される総合相談事業の充実強化に努めます。

≪行政が主体的に実施する役割　　【公　　助】　≫

○関係機関等と連携した、相談体制の充実強化に努めます。

○身近な相談窓口の整備を進めるとともに、相談窓口の情報を提供するなど相談しやすい体制づくりを行います。

【町内での取り組み事例】

【心配ごと相談事業】

町民が普段の暮らしの中でのさまざまな悩み、心配ごと等の相談に応じることにより安心なまちづくりとなることを目的として実施。

【推進事業】

取組み事業	事業概要
①心配ごと相談事業	上記参照（P44：町内での取り組み事例）
②総合相談事業 （ＣＳＷ事業へ発展的解消予定）	地域の中では、さまざまないくつもの困りごとを、ワンストップで相談を受け、必要な支援へとつなげ、寄り添い型の支援を行っていくことを目的とする。
③小地域福祉活動	１－１－④参照（P24）

【評価指標設定】

評価指標	指標の根拠	単位	現　　状 平成 26 年度	目標 平成 31 年度
相談先や情報入手の利便性が「良い」、「普通」だと思う市民の割合※	町　　民 意識調査	％	52.8	60.0 以上

※相談先や情報入手の利便性については、「普通だと思う」と「良い方だと思う」の合計割合

推進施策 3-(2)　分かりやすい情報を提供する体制づくり

支援を必要としている人に対し、必要な情報を迅速に、わかりやすく提供する体制づくりと必要な情報を集め共有化を図り適切な支援を行う仕組みづくりが大切です。

多様な媒体を活用した情報収集・提供体制の充実を図るとともに、すべての人が利用しやすい情報のバリアフリー化と個人情報等に配慮した情報の共有化に向けた仕組みづくりに取り組みます。

【各主体の取り組みと期待】

≪町民一人ひとりに期待する役割　　【自助・互助】　≫

○必要に応じて、個人情報の共有化に協力するようにします。

○必要な情報を得るためにどうしたらよいか学習するようにします。

≪地域関係団体等に対する期待と役割　　【共　　助】　≫

○関係機関と連携し、必要な情報共有化を図るための取り組みに協力します。

○地域の情報発信の場をつくります。

【社会福祉協議会の取り組み】

○福祉サービスにかかわる情報を収集するとともに、わかりやすく提供する工夫と情報のバリアフリー化を進めます。

○コミュニケーション支援を行う人材の養成・確保を行うとともに、多様な福祉情報の共有化に向けたネットワークを形成します。

≪行政が主体的に実施する役割　　【公　　助】　≫

○情報のバリアフリー化を進めるとともに、情報格差の解消するコミュニケーション支援の充実を図ります。

○「ホームページ」、「広報誌」、「メール」等の多様な媒体を活用し、個々のニーズに対応できる情報提供体制の充実に努めます。

【町内での取り組み事例】

【社協だより】

社協の広報紙を発行し、町民へ社協活動のＰＲを図る。

【推進事業】

取組み事業	事業概要
①社協だより	上記参照（Ｐ46 町内での取り組み事例）
②ボランティアだより	町内のボランティア活動の紹介等を行う
③ＣＳＷ事業【再掲】	ワンストップサービスとして必要な情報を、必要な方へ提供を行う。 2－2－①参照（Ｐ32）

【評価指標設定】

評価指標	指標の根拠	単位	現　　状 平成 26 年度	目標 平成 31 年度
相談先や情報入手の利便性が「良い」、「普通」だと思う市民の割合※	町　　民 意識調査	％	52.8	60.0 以上
日常生活における支援が必要となった場合、必要なサービスを受けるためにどうしたらよいか知っている町民の割合※	町　　民 意識調査	％	44.3	50.0 以上

※1 相談先や情報入手の利便性については、「普通だと思う」と「良い方だと思う」の合計割合
※2 日常生活における支援が必要となった場合、必要なサービスを受けるためにどうしたらよいか「知っている」、「ある程度知っている」の合計割合

推進施策 3-(3)　地域の福祉活動を支える活動拠点の整備

地域の福祉活動をより活性化させていくためには、個人や団体が気軽に集まり、利用できる活動の拠点を整備することが大切です。

地域福祉の拠点となる総合福祉センターをはじめとする既存の公共施設の有効活用を行うための環境整備をはじめ緊急時における福祉避難所としての指定、多様な交流活動を支援するコミュニティセンター等の建て替え整備に向けた取り組みを進めます。

【各主体の取り組みと期待】

≪町民一人ひとりに期待する役割　　【自助・互助】　≫

○活動拠点づくりに協力するようにします。

○仲間づくりや交流拠点として利用するようにします。

≪地域関係団体等に対する期待と役割　　【共　　助】　≫

○福祉施設等と連携し、地域貢献活動等に協力します。

○既存公共施設の有効活用についての企画提案を行います。

【社会福祉協議会の取り組み】

○地域住民や関団体等の活動の活性化を促すための拠点整備に向けた取り組みに協力して行きます。

○指定管理事業の充実を図り、利用しやすい施設となるようなサービスの質の向上に努めます。

≪行政が主体的に実施する役割　　【公　　助】　≫

○既存公共施設の有効活用を基本とした基盤整備を進めます。

【町内での取り組み事例】

【ボランティアセンター】

ボランティア登録、会議室やボランティア活動等に必要な資材の整備及び貸与などボランティアの活動拠点を整備する事により、ボランティアが活動しやすい環境づくりをすすめる。

【推進事業】

取組み事業	事業概要
①各区自治会	生きがいデイサービス等への助成金
②ボランティアセンター拠点整備	上記参照（P48：町内での取り組み事例）
③総合福祉センター指定管理業務	２－2―①参照（P40）

【評価指標設定】

評価指標	指標の根拠	単位	現　　状 平成 26 年度	目標 平成 31 年度
町民が利用しやすい公共施設の立地については、「良い」、「普通」だと思う町民の割合	町　　民 意識調査	％	67.6	70.0 以上

※1 町民が利用しやすい公共施設の立地だと思うは、「普通だと思う」と「良い方だと思う」の合計割合

基本目標3　安全・安心感のある暮らしを支える仕組みをつくる

1 自立生活に向けた支援の充実

推進施策 1-(1)　権利の擁護

地域には子ども、高齢者、障がいのある方、外国人など様々な立場で暮らしています。住民一人ひとりの社会的な立場や権利が十分に理解され、その権利が侵害されることなく平等に保障されていることが重要です。

多様な立場やそれぞれの問題をかかえる住民一人ひとりが、生活の質を高めながら暮らしていくことができるように、権利を擁護するための制度やサービス利用に対する理解を深めることができる普及啓発活動を推進するとともに、個々の状況に応じてサービスを適切に利用することができるように支援します。

【各主体の取り組みと期待】

≪町民一人ひとりに期待する役割　　【自助・互助】　≫

○誰もが当事者となることや、共に生きることの大切さを理解するようにします。
○支援を必要とする方に対する理解を深め、偏見や差別意識を持つことがないように一人ひとりを尊重するようにしましょう。
○虐待などの権利を侵害する行為を発見したら、迷わず関係機関に通報するようにしましょう。

≪地域関係団体等に対する期待と役割　　【共　　助】　≫

○地域の見守り活動に積極的に参加し、虐待の早期発見や早期対応に協力します。
○関係機関と連携し、人権教育の推進と制度や利用できる事業などの周知や啓発活動に協力します。

【社会福祉協議会の取り組み】

○学校教育、生涯学習機会を通して、人権を尊重する意識を啓発するための活動に協力します。
○虐待に対する理解と意識を高めるための啓発活動を推進するとともに、関係機関と連携した虐待防止対策を推進します。
○認知症等により、判断能力が不十分な方々が、日常生活や福祉サービスを利用する上で不利益を被ることがないように、日常生活自立支援事業の適切な運用や成年後見制度等の利用に対する支援と啓発活動を推進します。

≪行政が主体的に実施する役割　　【公　　助】　≫

○学校教育、生涯学習等との連携した人権教育や多様な機会を通した権利擁護制度に対する普及啓発活動を推進します。

○機関とのネットワークを強化し虐待防止対策の充実に向けた取り組みを推進するとともに、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の利用を促進するなど個人の尊厳と権利を守る取り組みを進めます。

【町内での取り組み事例】

【日常生活自立支援事業】

認知症等の高齢者の方や日常生活に不安のある方を対象に福祉サービスの利用手続きや、金銭管理のお手伝いをして、安心して生活ができるようにサポートします。

【推進事業】

取組み事業	事業概要
①ＣＳＷ事業【再掲】	２－２－①参照（Ｐ32）
②日常生活自立支援事業	認知症等の高齢者の方や日常生活に不安のある方を対象に福祉サービスの利用手続きや、金銭管理のお手伝いをして、安心して生活ができるようにサポートします。

【評価指標設定】

評価指標	指標の根拠	単位	現　　状 平成２５年度	目標 平成３１年度
虐待等に対する相談件数上げていく	現　況	件数	１０	相談 しやすい 体制づくり

推進施策 1-(2)　災害時に支援を必要とする人に対する支援

台風、津波、地震等の災害発生時に自力で避難することができない方々に対する迅速かつ適切な避難誘導体制の確立が求められ、本町においては平成 25 年度に「嘉手納町災害時要援護者避難支援計画」を策定し要援護者の把握、登録から避難支援に係る方策を位置づけています。今後とも災害発生時において、高齢者や障がいのある方々等の安否確認や安全な避難支援を行うため災害時要援護者台帳への登録を促進するとともに、民生委員児童委員及び関係機関等との連携による要援護者情報の更新に努めます。さらに、コミュニティセンター、自主防災組織、地域支援者や関係機関等が要援護者支援において果たすべき役割分担を明確なものとしながら、情報共有化に向けた仕組みづくりや安全と安心感のある避難生活を支援していくため福祉避難所の指定に向けた取り組みなど、災害時における要援護者の避難支援に係る取り組みを一層強化します。

【各主体の取り組みと期待】

≪町民一人ひとりに期待する役割　　【自助・互助】　≫

○災害時の支援が必要と感じた場合には、「災害時避難支援者名簿」への登録を行うようにしましょう。
○地域の支援者として、避難誘導に協力するようにしましょう。
○地域における要援護者の情報提供や情報の共有化に協力するようにしましょう。

≪地域関係団体等に対する期待と役割　　【共　　助】　≫

○災害時要援護者の把握や情報更新や情報共有化に向けた調整に協力します。
○地域の自主防災組織や関係機関と連携した避難誘導体制に協力します。
○必要な物資の提供を行うなど災害時における避難生活支援に協力します。

【社会福祉協議会の取り組み】

○「災害時避難支援者名簿」に基づき、避難誘導支援を受けることができるように、民生委員児童委員や関係機関と連携し要援護者の把握調査や情報共有化に向けた取り組みに対する調整や協力を行います。
○災害時における要援護者の安否確認や避難情報等の整理等に関係機関と連携して協力します。
○地域の自主防災組織や地域支援者と連携した避難誘導に関わる調整を行い、住民主導による支援活動の構築に取り組みます。
○ボランティアセンターにおいて災害ボランティアの育成や災時におけるボランティア等の受け入れ態勢の構築を図るなど、災害時における援助体制の充実に努めます。

≪行政が主体的に実施する役割　　【公　　助】　≫

○「災害時要援護者支援計画」に基づき、要援護者の避難支援対策の一層の充実に努めます。

○「災害時避難支援者名簿」への登録を関係機関等と連携し促進します。

○各地域の自主防災組織の結成を促進するとともに、災害ボランティアの育成、地域支援者の育成支援の強化に努め、地域ぐるみの避難支援体制の構築に努めます。

○関係機関や福祉施設等の理解と協力を得ながら福祉避難所の指定に向けた取り組みを進めるとともに、避難支援経路や避難場所についての周知活動を推進します。

○災害発生時における役割分担を明確化していくため、福祉施設や関係機関等との連携体制を構築する取り組みを進めます。

【町内での取り組み事例】

【災害ボランティア養成講座】

ボランティア養成講座の一環として、災害ボランティアセンター立ち上げ訓練を実施

【推進事業】

取組み事業	事業概要
①災害に負けない、被災者を出さない、孤立させないまちづくりへ向けての取り組み	災害全般についての検討、自主防災組織への協力、要援護者登録システムの活用検討など
②安心キット【再掲】	1－1－③参照（P34）
③小地域福祉活動【再掲】	1－1－①参照（P24）

【評価指標設定】

評価指標	指標の根拠	単位	現　　状 平成 26 年度	目標 平成 31 年度
防災体制（避難誘導体制）・組織の体制について「良い」、「普通」と思う町民の割合	町　　民 意識調査	%	50.1	60.0 以上

※1 防災体制（避難誘導体制）・組織の体制について、「普通だと思う」と「良い方だと思う」の合計割合

推進施策 1-(3)　暮らしにくさを抱える人に対する支援

長引く景気の低迷を受け失業者の増加や卒業後に就職先が見つからない等から生活に困窮する世帯や諸事情を抱え支援を必要とする方々が増加しており、こうした方々に対する予防的支援や社会的自立に向けた支援を行う事が大きな課題となっています。

さまざまな生活課題を抱えながら、支援を求めることができず孤立している方や気になる人を地域の見守り活動などにより早期に発見し、関係機関や庁内関係課との横断的な取り組みにより、安定した生活を確保することができるように、年代や状況に応じた就労支援や社会的自立を促していくための経済的支援をはじめ生活習慣等の改善に向けた助言・指導並びに相談支援体制の充実を図ります。

【各主体の取り組みと期待】

≪町民一人ひとりに期待する役割　　【自助・互助】　≫

○地域との関わりをもつようにし、困った時には支援を求める声を出すようにしましょう。

○地域の中で孤立している人が居ないか気にかけ、気になる人が居れば関係機関に連絡するようにしましょう。

≪地域関係団体等に対する期待と役割　　【共　　助】　≫

○自治会や関係機関と連携し、気になる人の把握や情報提供を行います。

○コミュニティソーシャルワーカーと連携し、当事者が社会的に自立することができるように社会資源を活用した支援の仕組みづくりに協力します。

【社会福祉協議会の取り組み】

○地域の小地域ネットワーク活動を通して、気になる人を把握するとともに、関係機関と連携し適切な支援やサービスにつなぐ取組みを進めます。

○生活困窮者に対するニーズの把握に努め、コミュニティソーシャルワーカーと連携しながら、自立を促す仕組みづくりに向けた取り組みを進めます。

○行政や関係機関と連携し、生活困窮者等のニーズに応じた新しいサービスの創設

≪行政が主体的に実施する役割　　【公　　助】　≫

○コミュニティソーシャルワーカーと連携した自立相談体制の充実に努めます。

○「グジョブ・サポート・嘉手納」と連携した就労支援の充実に努めます。

○多様な関係機関と連携し、社会的自立を促す支援施策の充実に努めます。

【町内での取り組み事例】

【グッジョブ・サポート・嘉手納】

【小地域福祉活動】

【南区見守り隊訪問活動】

【南区活動の記録】

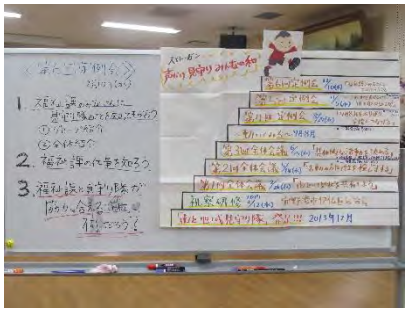

【推進事業】

推進事業	事業概要
①ＣＳＷ事業【再掲】	２－２―①参照（Ｐ32）
②小地域福祉活動【再掲】	１－１－①参照（Ｐ24）
③日常生活自立支援事業【再掲】	１－１－②参照（Ｐ50）

基本目標３　安全･安心感のある暮らしを支える仕組みをつくる

２安心して暮らせる地域をつくる

推進施策 1-(1)　防犯対策の充実

地域や住民相互のつながりが希薄化する一方で、高齢者や子どもを含め社会的に弱い立場の人たちが犯罪に巻き込まれることや被害者意識を持つことができない方々が犯罪に巻き込まれるケースも増加しています。

地域で暮らすことの基本は、犯罪の発生を未然に防いでいくための防犯活動や複雑多様化する犯罪手口に対する情報提供を行うとともに、住民一人ひとりが犯罪に巻き込まれないための知識と意識を高める啓発活動を推進するなど、安全・安心感のあるセイフティネットの充実を図ることにあります。

子ども達の登下校における声かけや夜間パトロールなど、地域や住民主体の見守り活動等の輪を広げるとともに、警察や関係機関と連携した防犯対策の充実に努め、犯罪の起こりにくい地域づくりに向けた取り組みを進めます。

【各主体の取り組みと期待】

≪町民一人ひとりに期待する役割　　【自助・互助】　≫

〇犯罪に巻き込まれないための知識や意識を高めるようにしましょう。
〇「あやしい」と思ったら、関係機関に連絡、相談するようにしましょう。
〇地域の防犯活動に参加し、住民相互による見守り活動を行うようにしましょう。

≪地域関係団体等に対する期待と役割　　【共　　助】　≫

〇関係機関や地域と連携し、防犯パトロールなどの防犯活動に積極的に参加します。
〇悪徳商法などの被害に合わないように、犯罪手口の情報提供や犯罪意識を高めるための啓発活動に対する協力を行います。

【社会福祉協議会の取り組み】

〇高齢者や判断能力が不十分な方々が、電話詐欺や悪徳商法等の犯罪に巻き込まれることがないように、サロン活動などの多様な機会を通して犯罪手口に対する情報提供を行うとともに、「自分で身を守る」意識の高揚に努めます。
〇自治会公民館や民生委員児童委員と連携し、地域の主体的な防犯活動に協力するとともに、地域の見守り活動や声かけ活動に参加し犯罪が起こりにくい地域づくりに取り組みます。

≪行政が主体的に実施する役割　　【公　　助】　≫

○警察や関係機関と連携し、地域住民の防犯意識を高める啓発活動を推進するとともに、地域住民が実施する防犯活動への取り組みに対する支援を行います。

○悪徳商法や電話詐欺のように後を絶たない消費者トラブルに巻き込まれないように、犯罪事例の紹介や対象方法についての情報提供や研修会、講座を開催します。

【町内での取り組み事例】

【かでな振興自主防犯パトロール隊】

（企業による自主的な防犯活動を通して町の治安改善を図り安全に暮らせる環境づくりを実施）

登下校時間帯、通学路で防犯パトロールを実施し、業務車両に広報スピーカーや防犯パトロール中のステッカーを貼付している。

【推進事業】

推進事業	事業概要
①小地域福祉活動【再掲】	１－１－①参照（Ｐ24）

【評価指標設定】

評価指標	指標の根拠	単位	現　　状 平成 26 年度	目標 平成 31 年度
嘉手納町が住みよいと思う町民の割合	町　　民 意識調査	%	64.0	75.0 以上

推進施策 1-(2)　防災に強い地域づくりの推進

本町では、東日本大震災の教訓を活かし台風、地震、津波などの自然災害における減災や迅速な避難誘導体制の構築を図ることを目的として、平成 25 年度には津波に関する内容を盛り込んだ「地域防災計画」の見直し行うとともに、地域と連携した自主防災組織の立ち上げ支援や老人会、婦人会などが参加した防災訓練を実施するなど、災害に強いまちづくりにたいする取り組みを進めています。

今後とも、災害の発生に備え、地域住民の防災意識の高揚を図るとともに、地域や関係機関と連携した防犯訓練の実施や自主防災組織の立ち上げ支援や災害時要援護者に対する避難支援体制の確立と避難場所の量的拡充を図るなど防災・減災に関わる事業の一層の充実ります。

【各主体の取り組みと期待】

≪町民一人ひとりに期待する役割　　【自助・互助】　≫

○日頃から、防災に対する正しい知識を身につけるための活動や研修会に参加するようにしましょう。

○地域の自主防災組織活動や地域の避難訓練等に積極的に参加し、地域の避難場所や避難経路等を確認しておきましょう。

○隣近所等との交流を深め、災害時の安否確認や協力体制について話し合いを持つようにしましょう。

≪地域関係団体等に対する期待と役割　　【共　　助】　≫

○災害発生時において、円滑な援助活動に協力するとともに、避難所として災害時における要援護者を受け入れます。

○地域や関係機関と連携し防災訓練に参加するなど、自主防災意識を高める取り組みを進めます。

【社会福祉協議会の取り組み】

○災害時には、地域住民の主体的な活動が大きな力となることを踏まえ、地域と連携した防災意識を高めるための啓発活動を推進します。

○自主防災組織の立ち上げ支援や防災訓練の実施に向けた支援を行い、地域を主体とした減災活動や円滑な避難・援助活動を行うための取り組みを進めます。

○関係機関と連携し、災害ボランティアセンターの設置運営を行うとともに、災害時支援の大きな原動力となる災害ボランティアの育成に努めます。

≪行政が主体的に実施する役割　　【公　　助】　≫

○防災計画に基づく、必要物資の備蓄や情報伝達の整備・強化を図るとともに、防災活動拠点の機能強化や津波避難ビルの指定、福祉避難所等の指定に努めます。

○地域の自主防災組織等と連携した防災訓練を行うなど、災害時に備えた迅速な避難や援助活動に対する知識の普及や関係機関と連携し、地域住民の防災意識を高めるための啓発活動の一層の充実を図ります。

【町内での取り組み事例】

【嘉手納町西浜区自主防災組織】

（自主防災組織による地域防災活動を実施）

住民が互いに助け合う精神にもとづく自主的な防災活動を行うことにより、地震・津波による被害の軽減を図るため、知識の普及、予防策、訓練、その他の事業を実施している。

【推進事業】

推進事業	事業概要
①小地域福祉活動【再掲】	１－１－①参照（Ｐ24）
②災害に負けない、被災者を出さない、孤立させないまちづくりへ向けての取り組み【再掲】	１－２－①参照（Ｐ52）

【評価指標設定】

評価指標	指標の根拠	単位	現　　状 平成 26 年度	目標 平成 31 年度
自主防災組織の立ち上げ	現　況	箇所	1	6
防災訓練の実施回数	現　況	回	1	１回以上

推進施策 1-(3)　バリアフリーのまちづくり

高齢者や障がい者を含め、すべての町民が快適で利便性の高い生活環境を整えていくため公共施設や歩道並びに住宅整備等においてバリアフリー化を進めてきました。

今後とも、本町を訪れる人々を含め、より多くの人々が安全で快適な社会生活を営み、なおかつ積極的な社会参加を促すことができるように、ユニバーサルデザインの視点に立った生活環境のバリアフリー化を推進するなど、ひとにやさしいまちづくりに取り組みます。

【各主体の取り組みと期待】

≪町民一人ひとりに期待する役割　　【自助・互助】　≫

○快適なまちづくりを推進するためのルールやマナーを守るように心がけましょう。

○地域のバリアフリー化に向けた提案を行いましょう。

≪地域関係団体等に対する期待と役割　　【共　　助】　≫

○町内の生活環境のバリアフリー化に向けた整備に協力します。

○「いもっ子 summerschool」等で実施される町内のバリアフリー調査や疑似体験学習等に協力し、ひとにやさしいまちづくりにための普及啓発活動に協力します

【社会福祉協議会の取り組み】

○多様な機会を通して、バリアフリーに関する学習会や疑似体験などを通して快適なまちづくりに対する普及啓発活動に協力します。

○障がいのある方々の社会参加を促進する観点から、地域や関係機関と連携したバリアフリーマップの作成などに協力します。

≪行政が主体的に実施する役割　　【公　　助】　≫

○道路、公園などを含めた公共施設等の整備については、ユニバーサルデザインの視点を取り入れたバリアフリー化に向けた取り組みを進めます。

○すべての人々が安全かつ快適に暮らしていくことができるように、心のバリアフリー化の意識を高める取り組みを進めます。

○日常生活の利便性や社会参加を促進していくため、バリアフリーマップの作成やわかりやすい案内表示板の設置等に向けた取り組みを進めます。

【町内での取り組み事例】

【いもっ子 summerschool】

Ｐ24 参照

【推進事業】

推進事業	事業概要
①民生委員児童委員協議会での取り組み	民生・児童委員の活動の一環として、地域環境調査を実施し、改善及び修繕箇所を町へ具申し、対策を依頼する。
②嘉手納町障がい福祉協会でのＭＡＰづくり	障がいのある方も地域で豊かに住み続けられるしくみをつくることを目的として、町内の事業所を中心に活動しており、その中で福祉ＭＡＰづくりに取り組んでいる。

【評価指標設定】

評価指標	指標の根拠	単位	現　　状 平成 26 年度	目標 平成 31 年度
嘉手納町が住みよいと思う町民の割合【再掲】	町　　民 意識調査	％	64.0	75.0 以上